

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和4年1月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

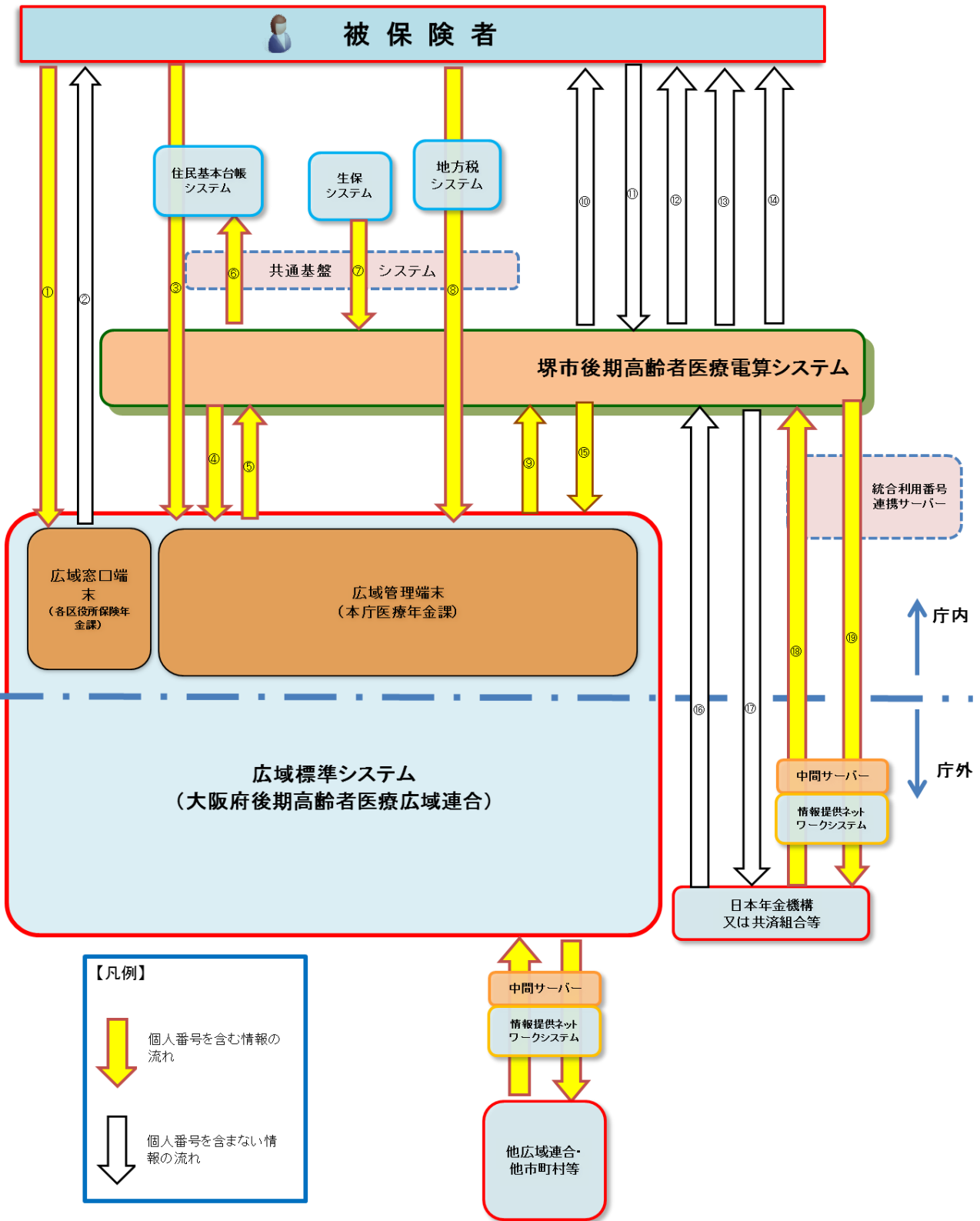
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療事務		
②事務の内容 ※	<p>市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、堺市後期高齢者医療に関する条例並びに大阪府後期高齢者医療広域連合規約による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</p> <p>②被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</p> <p>③被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</p> <p>④保険料賦課決定及び一部負担金決定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。</p> <p>⑤特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>⑥広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料額決定(変更)通知書・納付書を被保険者に送付する。</p> <p>⑦保険料期割額情報の作成及び管理</p> <p>⑧保険料に関する申請の受付</p> <p>⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報の管理</p> <p>⑩後期高齢者医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付</p> <p>⑪被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p> <p>⑫その他資格管理、給付に係る申請等の受付及び広域連合への送付</p> <p><中間サーバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。 		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>1 データ連携機能 ・住民情報系システム間で、定例的に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能。</p> <p>2 ウイルス対策機能 ・住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。</p> <p>3 ディレクトリサービス機能(Active Directory) ・システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。</p> <p>4 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) ・脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能。</p> <p>5. 文字管理機能 ・文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能。</p> <p>6. 帳票出力機能 ・共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能。</p> <p>7.持ち出し制限機能 ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。</p> <p>8.生体認証機能 :Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (連携するシステム全て)</p>
システム4	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <p>1 宛名管理機能 ・各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能。</p> <p>2 情報提供機能 ・業務情報を中間サーバーに提供するための機能。</p> <p>3 情報照会機能 ・他機関へ照会するための機能。</p> <p>4 符号要求機能 ・処理通番、符号の要求データを既存住民基本台帳システムに送信する機能。</p> <p>5 オンライン機能 ・オンラインでの統合宛名の検索、更新機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理、保険料賦課・徴収の事務処理のため、被保険者及び同一世帯員の正確な住民基本台帳情報、所得・課税情報を把握する必要がある。 ・個人番号を用いることで申請・届出の手間や行政手続きを省略化し、市民の利便性の向上を図る必要がある。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を用いて市が保有する住民情報を名寄せ・突合することにより、被保険者及び同一世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報を的確かつ効率的に把握することが可能となり、効率的かつ公平・公正な後期高齢者医療事務の執行につながる。 ・個人番号を用いることで申請・届出の手間や行政手続きを省略化でき、市民の利便性の向上につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80・82・83の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課
②所属長の役職名	医療年金課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【届出等】

- ①被保険者から提出された被保険者証再交付申請書など各種届出書・申請書(個人情報を含む)の受付を行う。
 - ・資格関係:資格取得(変更・喪失)届書、被保険者証再交付申請書など
 - ・給付関係:高額療養費支給申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書など
 - ・保険料関係:保険料減免申請書など
- ②広域連合から被保険者へ被保険者証の交付、申請勧奨文等の送付を行う。なお、被保険者証等の引渡しは、堺市において郵送等の方法で行う。

【資格】

- ③住基システムより住民基本台帳情報を入手し、65歳以上の住民及び同一世帯員の年齢到達、転出入、死亡等の異動情報を広域連合へ提供する。
- ④住登外情報の提供。
- ⑤広域連合より、被保険者情報の提供を受ける。
- ⑥後期高齢者医療資格情報を行政資格異動データとして住基システムへ提供する。
- ⑦適用除外管理のために生保データの提供を受ける。

【賦課】

- ⑧税システムより、所得・課税情報を入手し、65歳以上の住民及び同一世帯員の所得・課税情報を広域連合へ提供する。
- ⑨広域連合より、保険料賦課情報の提供を受ける。
- ⑩被保険者へ納入通知書・納付書を送付する。

【収納】

- ⑪保険料の納付を金融機関からの納付済通知書、訪問徴収による領収通知書で確認し、収納処理を行う。
- ⑫過誤納金発生の場合は、被保険者に『還付(充当)通知書』を発送し、請求に基づいて保険料の還付を行う。
- ⑬保険料未納者に、『督促状』・『催告書』の送付を行う。
- ⑭なお、納付が無い場合は、滞納整理を行う。
- ⑮広域連合へ、期割情報、収納情報、滞納情報を提供する。
(特別徴収情報に係る情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が開始されるまで)
- ⑯日本年金機構から、年金受給者情報の提供を受ける。また、特別徴収結果情報を受領し、徴収管理を行う。
- ⑰堺市が決定した特別徴収対象者の特別徴収依頼情報を日本年金機構に送付する。
(特別徴収情報に係る情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が開始されてから)
- ⑱日本年金機構から情報提供ネットワークシステムを通して年金受給者情報を收受する。また、特別徴収結果情報を受領し、徴収管理を行う。
- ⑲堺市が決定した特別徴収対象者情報を情報提供ネットワークシステムを通して日本年金機構に送付する。

【他広域連合(医療保険者)→大阪府広域連合】

- ・負担区分の照会。
- ・限度額適用標準負担額認定証、特定疾病受領証の交付に関する照会。
- ・高額介護合算療養費算定における、自己負担額の照会。

【大阪府広域連合→他広域連合(医療保険者)】

- ・負担区分の提供。
- ・限度額適用標準負担額認定証、特定疾病受領証の交付に関する回答。
- ・高額介護合算療養費算定における、自己負担額の回答。

【大阪府広域連合→他市町村】

- ・所得照会、住基照会

【他市町村→大阪府広域連合】

- ・所得回答、住基回答

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部
その必要性	被保険者に関する適正な資格管理、保険料賦課・徴収及び給付のため、正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、①被保険者の資格管理のため、②本人への連絡等のため、③死亡・転出などによる世帯情報の変更に伴う一部負担金割合の変更有無を確認するため ・地方税関係情報は一部負担金の限度額判定、標準負担額減額認定及び保険料賦課決定・減免判定等に必要のため ・介護・高齢者福祉関係情報は適正な特別徴収情報の管理等に必要のため ・生活保護関係情報は被保険者資格の得喪に必要なため ・年金関係情報は保険料特別徴収の決定に必要なため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月18日
⑥事務担当部署	医療年金課、各区役所保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	<p>入手元(本人又は本人の代理人) ・後期高齢者医療資格取得(変更・喪失)届書等/提出を受けた都度/入手方法は紙または電子申請</p> <p>入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報/毎営業日/入手方法は庁内連携システム ・所得課税情報/毎営業日/入手方法は庁内連携システム ・介護年金特別徴収情報(※1)/月1回/入手方法は電子記録媒体 ・生活保護関係情報(※2)/月1回/入手方法は庁内連携システム</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムによる連携が開始されるまでの当面の間、既存の方法(個人番号は含まない)で情報を收受する。連携の開始後は、特定個人情報を含んだ情報連携を行う。 (※2)個人番号は含まないが、後期高齢者医療電算システムにおいて宛名番号と紐付けることにより個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。</p> <p>入手元(行政機関) ・所得課税情報(課税時点で他府県だった者など)/他市町村へ照会につき、その返答の都度/入手方法は紙</p> <p>入手元(大阪府後期高齢者医療広域連合) ・被保険者情報/毎営業日/入手方法は専用線 ・被保険者証発行用情報/毎営業日/入手方法は専用線 ・住所地特例者情報/月1回/入手方法は専用線 ・保険料情報/毎営業日/入手方法は専用線 ・療養費支給決定通知情報/月1回/入手方法は専用線</p>
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき入手するほか、被保険者の資格の取喪・変更に関する事項その他必要な事項は届出を前提とするが、本人の負担を軽減するため、庁内システムを通じて入手する。 ・その他の事務においても本人の負担を鑑み、被保険者の最新情報、時点情報を入手する。
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から入手する情報については、使用目的を明示したうえで入手している。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じて入手することは、番号法及び堺市個人情報保護条例に基づく個人情報取扱事務として規定されているとともに、申請・届出時に口頭で説明する。

⑥使用目的 ※		後期高齢者医療の資格管理、保険料賦課及び徴収、給付に関する事務
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	堺市事務分掌規則(昭和47年堺市規則第14号)及び堺市区役所事務分掌規則(平成18年堺市規則第53号)において後期高齢者医療制度にかかる事務の分掌を規定されている部署
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し ③被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付 ④保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ⑤特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑥広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料額決定(変更)通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑦保険料期割額情報の作成及び管理 ⑧保険料に関する申請の受付 ⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報の管理 ⑩後期高齢者医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付 ⑪被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。 ⑫その他資格管理、給付に係る申請等の受付及び広域連合への送付
	情報の突合 ※	・住基情報と申請、届出内容を突合して被保険者及び同一世帯員を確認する。【①②③⑥⑧⑨⑩⑪⑫】 ・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得額を確認する。【④⑥⑦⑧⑨⑩⑪】 ・年金関係情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。【⑤⑥⑦⑨】 ・住基異動データと住登外者の申請・届出内容を突合し、住登外者を確認する。【⑪】
	情報の統計分析 ※	保険料賦課・徴収の集計、決算処理等個人番号を用いない統計分析を行い、個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・被保険者証、短期証等の引渡し、再交付を行う。 ・保険料額決定(変更)の通知、期割額の通知、保険料減免決定の通知を行う。 ・保険料の還付及び滞納整理を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

委託事項2		統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守
①委託内容		統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等のパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	庁内連携又は情報提供ネットワークシステムでの他機関連携実施に必要なデータを当該システムに連携する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定後、公告を掲示し公表する。
⑥委託先名		富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 —再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 —再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 —再委託する作業内容を具体的に明記していること。 —全部又は大部分の再委託でないこと。 —再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	共通基盤システム保守業務及び統合利用番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業

移転先2	市民人権局 市民生活部 戸籍住民課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の2	
②移転先における用途	住民票への記載	
③移転する情報	被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者である者、被保険者であった者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎営業日	
移転先3	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項別表第2の2の項(堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者である者、被保険者であった者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	月次	
移転先4	健康福祉局 健康部 感染症対策課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の33の項(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者資格に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者である者、被保険者であった者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙

	[] その他 ()
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先5	財政局 税務部 税務運営課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の42の項(地方税法第24条第1項第1号に掲げる者に対する府民税又は同法第294条第1項第1号に掲げる者に対する市民税の課税又は同法第20条の11の地方税に関する調査に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	後期高齢者医療保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者である者、被保険者であった者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先6～10	
移転先6	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の64の項(介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)及び第138条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者資格に関する情報 後期高齢者医療保険料の納付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者である者、被保険者であった者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先7	健康福祉局 健康部 感染症対策課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の66の項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項の規定による費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者資格に関する情報 <選択肢>

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者である者、被保険者であった者	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	
移転先8	健康福祉局 健康部保健所 保健医療課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の76の項(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者である者、被保険者であった者	
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	毎営業日	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p><堺市における保管場所></p> <p>1 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバの導入及び運用)に規定する「(1)サーバは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバ等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 <p>2 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入ることができるように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバ等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 ・サーバは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。 												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[10年以上20年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>後期高齢者医療保険料の徴収権の消滅時効は2年であるが、保険料滞納者にかかる滞納整理を行うため、過去の記録を保管する必要がある。 また、所得の再申告等に伴う保険料の減額更正に対応するため、過去の賦課情報記録を保管する必要がある。</p>												
③消去方法		<p><堺市における措置></p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄前にデータ管理者の許可を得たうえで、廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。 												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

資格ファイル

◆被保険者台帳

後期保険者番号,被保険者番号,異動事由,異動年月日,資格取得事由コード,資格取得年月日,資格喪失事由コード,資格喪失年月日,保険者番号適用開始年月日,保険者番号適用終了年月日,管理元市町村コード,被保険者個人番号,個人区分コード,住基ネット個人番号,住基世帯番号,後期世帯番号,都道府県コード,市町村コード,町名コード,氏名(カナ),通称名(カナ),氏名(漢字),通称名(漢字),本名通称名区分コード,氏名(英字),併記用氏名(漢字),氏名分類コード,生年月日年号コード,生年月日,性別コード,都道府県名(漢字),市町村名(漢字),住所(漢字),番地(漢字),方書(漢字),住所(漢字)連結,親郵便番号,子郵便番号,電話番号,転入元市町村名(漢字),番地区分コード,番地,号番号,枝番号,行政区コード,方書(カナ),市内外区分コード,構成識別コード,政令広域コード,地方公共団体コード,外国人在留開始年月日,外国人在留終了年月日,外国人在留資格コード,寝たきりフラグ,無医地区フラグ,居所不明フラグ,

◆税情報

後期保険者番号,管理元市町村コード,個人区分コード,個人番号,相当年度,地方公共団体コード,異動区分コード,更正年月日,更正事由コード,納税者台帳番号,課税非課税区分コード,未申告区分コード,経過措置フラグ,旧但し書所得優先フラグ,減額対象所得優先フラグ,低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先フラグ,一部負担割合判定所得優先フラグ,旧ただし書所得,減額対象所得,低Ⅰ低Ⅱ判定所得,一部負担割合判定所得,市区町村民税課税所得,営業所得額,農業所得額,不動産所得額,利子所得額,配当所得額,配当証券投資所得額,外貨建配当所得額,配当(控除無)所得額,給与所得額,その他雑所得額,雑所得合計額,総合短期譲渡所得額,総合長期譲渡所得額,一時所得額,総合譲渡一時所得額,給与収入額,給与専従者収入額,専従者給与(控除)額,公の年金収入額,分離短期譲渡一般所得額,分離短期譲渡軽減所得額,分離長期譲渡一般所得額,分離長期譲渡特定所得額,分離長期譲渡軽減所得額,山林所得額,先物取引所得額,未公開株式譲渡所得額,上場株式譲渡所得額,分離短期一般特別控除額,分離短期軽減特別控除額,分離長期一般特別控除額,分離長期特定特別控除額,分離長期軽減特別控除額,繰越純損失額,繰越雑損失額,繰越株式損失額,繰越先物損失額,繰越居住用損失額,居住用損失額,条約適用利子等所得額,条約適用配当等所得額

収納ファイル

滞納ファイル

◆収滞納状況

後期保険者番号,賦課年度,相当年度,徴収方法区分コード,期別番号,賦課管理番号,被保険者番号,調定後期割額,期割額,納付書発行年月日,納付書発行回数,口座振替作成年月日,納付証明書発行年月日,調定後納期限年月日,納期限年月日,収納未済額,収納済額,領収年月日,収納年月日,分納回数,督促催告不要コード,延滞金調定額,延滞金累計額,延滞金済額,督促手数料調定額,督促手数料済額,滞納処理区分コード,徴収猶予区分コード,徴収猶予申請年月日,徴収猶予後納期限年月日,納付誓約年月日,納付誓約後納期限年月日,納付誓約書発行年月日,過誤納処理区分コード,過誤納額,還付額,充当額,被充当額,不納欠損年月日,不納欠損事由コード,不納欠損額,滞納繰越年数,繰越時期割額,繰越時収納額,繰越額,過年繰越時期割額,過年繰越時収納額,過年繰越額,過々年繰越時期割額,過々年繰越時収納額,過々年繰越額,再振替処理区分コード,行政区コード,構成識別コード,政令広域コード,納期限変更理由コード,納期限変更処理年月日,後期保険者番号,賦課年度,相当年度,賦課管理番号,徴収方法区分コード,期別番号,被保険者番号,収納済コード,督促状発行年月日,督促状納期限年月日,督促状発行抑止済フラグ,督促状公示送達年月日,催告書発行年月日,催告納期限年月日,処分内容コード,処分開始年月日,処分終了年月日,不納欠損保留処理区分コード,時効起算年月日,時効起算年月日区分コード,時効完成年月日,不納欠損年月日,行政区コード,構成識別コード

賦課ファイル

◆納付原簿

後期保険者番号,相当年度,被保険者番号,賦課管理番号,徴収方法区分コード,賦課年月日,市区町村別保険料額,通知書通知理由コード,賦課結果コード,前回徴収方法区分コード,納入通知書発行年月日,回付情報各種年月日,特別徴収依頼作成年月日,特別徴収中止区分コード,特別徴収中止事由コード,特別徴収中止依頼作成年月日,特別徴収中止通知書発行年月日,仮徴収額変更年月日,仮徴収額変更依頼作成年月日,仮徴収額変更通知書発行年月日,年額情報相当年度,年額情報履歴通番,広域I/F抽出年月日,行政区コード,構成識別コード,政令広域コード,更正操作者コード,更新画面備考領域,年金情報固有番号,普徴事由,年金情報各種金額

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での申請等情報入手の際には、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類（運転免許証等）の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか堺市後期高齢者医療システムを用いて確認を行う。 ・申請書等は1人につき1通ずつ記載する様式として、本人以外の申請を誤って行うことのないようにしている。 ・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、入手元とあらかじめ対象者の関連付けを行っておくことにより、対象者以外の情報を入手できないようにしている。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所（以下「個人識別情報」という。）と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、窓口で対面による受付の際には必要最小限の情報の記載となるように記載箇所を説明している。 ・不必要な書類は受け取らないようにしている。もし、不必要な書類を提出された場合は返却している。 ・情報連携による他部署からの入手については、業務に必要な情報のみを連携するシステム設計を行う。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイスによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、本市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[特に力を入れている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人以外の代理申請の場合もなりすまし防止のため、代理人の身元確認を運転免許証等で行っている。 ・システムを利用する必要がある場合は、ユーザID及びパスワードによる認証を行い、操作者が利用可能な権限を限定している。 ・後期高齢者医療に無関係な情報を入手できないよう、システムの的に制限している。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <p>特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されており専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[特に力を入れている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等、本人確認書類による本人確認を行う。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <p>特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において既に実施済みである。</p>

<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>・窓口において、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等、本人確認書類により個人番号の真正性の確認を行う。真正性に疑問がある場合は、既に登録された宛名情報により真正性の確認を行う。 <標準システム窓口端末における措置> 特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、真正性の確認は本市において既に実施済みである。</p>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>・入手した情報については、窓口での聴き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・入力者、確認者を分担して複数のチェックを行っている。 <標準システム窓口端末における措置> 特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、広域連合においても本市の後期高齢者医療電算システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・申請書等受付時のカウンターについて、席の間隔を広くとり、隣席からは手元が見えないようにするとともに、不必要な大声で対応しないようにしている。また、受付時の会話が聞こえないよう、待合スペースからは適当な距離を確保している。 ・受付時の個人情報が記載されたメモは当該受付終了時にはカウンターから片づけ、確実にシュレッダー処理を行う。 ・申請書類等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は施錠可能な書庫に保管する。 ・堺市後期高齢者医療システム及び大阪府後期高齢者医療広域連合標準システムは、インターネットと直接接続していない。 <標準システム窓口端末における措置> ・本市の窓口端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。 ・窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい、紛失することのリスクを軽減している。 ・窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 (媒体による授受における措置) ・標準システムから提供されたデータの取出しは、市町村窓口端末のうち、管理用端末に許可したSSDでのみ可能としている。 ・SSDは、広域連合から貸与されたものしか使用できない設定となっている。 ・SSDを使用して情報連携を行った際は、データはその都度消去することとしている。 ・SSDは施錠のできる保管場所に保管している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	

アクセス権限の発効・失効の管理	<input type="checkbox"/> 行っている ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
<p style="text-align: center;">具体的な管理方法</p>	<p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1 発行管理</p> <p>所属長が業務上の必要性によりユーザ登録依頼書を電算管理者へ提出し、その依頼に基づき電算管理者が登録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID、パスワードにより認証を実施している。また、担当業務の範囲に応じ、アクセスできる情報、利用可能な機能の制限を行っている。 ・ユーザID及びパスワードの取扱いについて、堺市後期高齢者医療システムに関する情報セキュリティ実施手順にてルールを定めている。 <p>＜共通基盤システムにおける管理＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムにおいて、所属長が情報化推進課に依頼を行い、情報化推進課にて必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。 <p>＜統合利用番号連携サーバーにおける管理＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の発行管理を行っている。 ・連携機能については、データ連携開始時に情報化推進課の許可を得た上で、システム単位に必要なアクセス権限を付与している。個人単位では付与していない。 ・オンライン機能については、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼を行い、情報化推進課にて必要なアクセス権限を個人単位で付与している。 <p>2 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者抹消(異動、出向、退職等)に伴うユーザIDの取扱い等について、堺市後期高齢者医療システムに関する情報セキュリティ実施手順にそのルールを定めている。 ・ユーザ権限を適切に失効させるため、定期的に人事異動情報の提供を受け、定期的にユーザIDの失効事務を行っている。また、非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効させている。 <p>＜共通基盤システムにおける管理＞</p> <p>共通基盤システムにおいて、以下のとおり、Windowsログインに係るアクセス権限の失効管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディレクトリサービス機能において、退職職員に関しては、人事課から月次で情報提供を受けて、確実な失効を行っている。 ・異動職員に対しては、大量異動が行われる年度初めに、全てのIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。 <p>＜統合利用番号連携サーバー＞</p> <p>統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の失効管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携機能については、連携終了時に、情報化推進課の許可を得た上で、システムのアクセス権限を確実に失効している。 <p>【標準システム窓口端末における措置】</p> <p>アクセス権限の発行・失効については、広域連合により一括して行っている。</p> <p>新規の発行・失効があった場合には、広域連合にユーザID変更申請書にて申請をすることにより、広域連合において処理されることとなる。市では、「後期高齢者医療広域連合電算処理システムユーザ管理台帳」を作成し、広域連合にも写しを送付することとなっている。</p>

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用されていないIDが放置されないよう、人事情報をもとに定期的に点検を行っている。 <p><共通基盤システムにおける管理> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディレクトリサービス機能において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されるように管理している。 ・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 <p><統合利用番号連携サーバーにおける管理> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携機能については、システム単位で制限し、対象システムに該当する範囲のみに限定してアクセス権を付与している。 ・オンライン機能については、利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 <p>【標準システム窓口端末における措置】 「後期高齢者医療広域連合電算処理システムユーザー管理台帳」を作成し、広域連合において発行されたIDの使用者、使用期間等を管理している。広域連合では、IDの使用者に変更があった場合は、パスワードを初期化し、仮パスワードを設定し、初回のシステムへのログイン時に、パスワードを変更することにより、使用者を特定している。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1) 各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療電算システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセス記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛番号、処理内容など ・アクセス記録は、刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分を媒体で管理する。 ・アクセス記録はディスク上に保管するとともに、媒体に退避することにより、改ざん、誤消去を防止している。ディスク上のデータはあらかじめ許可された担当者以外はアクセスできないようにしている。 <p><共通基盤システムにおける方法> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディレクトリサービス機能において、いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン/ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能により特定個人情報ファイルにアクセスしたログ(いつ、どのシステムが)を取得し、一定期間保存している。 <p><統合利用番号連携サーバーにおける方法> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン/ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能によりデータ連携(特定個人情報にアクセス)したログを取得し、一定期間保存している。 ・オンライン機能により特定個人情報にアクセスしたログを取得し、一定期間保存している。 <p>【標準システム窓口端末における措置】 ・標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、広域連合において、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・広域連合において、定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、地方公共団体情報システム機構の「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「所属内における情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報漏えいの防止などを目的とした人的セキュリティに係る研修を実施している。 ・他市町村等での個人情報の漏えい等に関する事象が発生・報道された際には、随時周知を行い注意喚起している。 <p>2 違反行為を行った職員に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 ・堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 <p>3 その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の従業者については、契約時に当該業務従事者全員から秘密の保持に関する誓約書、委託事業者からセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書等の提出を義務付けている。業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をする。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【人的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・地方公務員法第34条第1項、第60条第2号による罰則が規定されている。 <p>【物理的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険年金課窓口の業務用端末機では外部記憶装置が使用できないように制御している。 <p>【共通基盤システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 <p>【標準システム窓口端末における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GUIによるデータ抽出機能は標準システム窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・データ出力については、業務上必要なユーザのみ許可するものとし、出力に際しては、誰が、いつ、どの端末から、どのファイルを取得したかを記録する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	業者選定に際しては同等業務の履行実績確認を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。契約時には個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図、セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書、堺市暴力団排除条例に係る誓約書の提出を義務付けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し保管する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・端末の操作ログを全て記録し、7年間保管している。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・端末へのログイン記録を取得し、7年間保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、個人情報取扱いに係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。 また、契約書で、本市が「必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる」と定め、必要があれば本市職員が現地調査する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・複写、複製の禁止 ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保 また、契約書で、本市が「必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる」と定め、必要があれば本市職員が現地調査する。	

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p><ルールの内容> 契約書において、業務委託が終了した場合、本市の指示に従い、委託業者の責任と負担において個人情報を本市に返還若しくは破棄、消去しなければならない旨を規定している。</p> <p><ルール遵守の確認方法> 委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等を報告させ、必要があれば本市職員が現地調査する。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>(規定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><共通基盤システムによる情報の移転> 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。</p> <p>なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。</p> <p><広域連合への情報の移転> 【標準システム窓口端末における措置】 窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施される。また、GUIによるデータ抽出機能は無い。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><共通基盤システムによる情報の移転> ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえでやっている。</p> <p>・特定個人情報の提供・移転に関するルール（規程類）の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。</p> <p><庁外への情報の提供> ・番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ提供している。</p> <p><広域連合への移転> 【標準システム窓口端末における措置】 情報システム管理者は本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。 ・バックアップ用LTOメディアは、委託業者に遠隔地保管を行い、運送業者との受渡しは記録簿にて管理を行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><共通基盤システムによる情報の移転> 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。</p> <p>なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 <p><広域連合への移転> 【標準システム窓口端末における措置】 ・本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合の標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な端末は、管理端末に限られている。</p> <p>・窓口端末へのログインを実施した職員等・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の窓口端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><共通基盤システムによる情報の移転></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 ・なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分保存する。 <p><広域連合への移転></p> <p>【標準システム窓口端末における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ・情報の移転先にあたる広域連合については、本市の後期高齢者医療支援システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p><後期高齢者医療システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <p><統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システムの運用における措置> ・下記各システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。</p> <p><後期高齢者医療システムのソフトウェアにおける措置> ・後期高齢者医療システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバー経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。</p> <p><統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼するため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システムの運用における措置> ・正しい情報を提供・移転するため、オンラインでの画面入力項目チェック、バッチ処理における入力データの単項目チェック、関連チェックを実施し、誤った情報自体混入しないようシステムにおいてチェックを行い、適正に事務運用を行う。</p> <p><後期高齢者医療システムのソフトウェアにおける措置> ・後期高齢者医療システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバーのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。</p> <p><統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼するため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <p><後期高齢者医療算システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <p><統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合利用番号連携サーバーは、情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい、紛失を防止する。 ・統合利用番号連携サーバーは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏洩・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><各システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p><後期高齢者医療システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよび共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で提供されることを防止している。 ・後期高齢者医療システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 <p><統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で提供されることを防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><各システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p><後期高齢者医療システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよび共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・後期高齢者医療システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 <p><統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><各システムの運用における措置> ・大量データの間接サーバーへのデータ保存にあたっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</p> <p><後期高齢者医療システムのソフトウェアにおける措置> ・後期高齢者医療システムは自機関向けの間接サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーまたは共通基盤システムを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止している。</p> <p><統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの間接サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供を実施するため、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜各システムの運用における措置＞

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

＜後期高齢者医療システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・後期高齢者医療システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・後期高齢者医療システムは自機関向けの中間サーバーと接続する、自機関向け統合利用番号連携サーバー及び共通基盤システムとのみ通信および特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。

＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞

- ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。
- ・統合利用番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策	<p>[特に力を入れて行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な対策の内容</p>	<p><堺市における措置> 1 サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバを設置する電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 ・サーバは施錠ラックに格納し、システムに対して不要・不正な操作が行えないよう対処している。ラック鍵は電算管理者のみが使用できるよう管理を行っている。</p> <p>2 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末を初画面に戻すなどの措置を講じている。 ・業務終了後は、端末機等を施錠できるロッカー等へ保管し、又はセキュリティワイヤロック等を導入し、盗難を防止している。 ・業務時間外はフロア内にセキュリティをかけ、部外者が侵入しないよう対策を講じている。</p> <p>3 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(3)重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能な場所に保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない保管庫等への保管などの措置を講じている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。</p>

⑥技術的対策	<p>[特に力を入れて行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><堺市における措置> 【不正プログラム対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム対策等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・サーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。</p> <p>【不正アクセス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・後期高齢者医療システムは、インターネットと接続していない。 ・後期高齢者医療サーバへの不正なアクセスについては、ファイアウォールで遮断する。</p> <p>【監視】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 ・電算管理者は、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><標準システムの保管・消去> 【標準システム窓口端末における措置】 ・窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>

⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報が漏洩)	
再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。 	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号を含め宛名情報については、住民基本台帳システムより随時異動データを連携させることにより、最新化している。また住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。 <標準システムの保管・消去> 【標準システム窓口端末における措置】 ・標準システム窓口端末に保管されるデータはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、定められた手順に従い消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・紙帳票については、手順書等に基づき、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、手順書等に基づき、裁断、溶解等を行う。 <標準システムの保管・消去> 【標準システム窓口端末における措置】 ・標準システム窓口端末に保管されるデータはない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><堺市における措置> ・地方公共団体情報システム機構の自己点検シートを参考に、堺市の実情に合わせた自己点検シートを作成し、年1回、職員による自己点検を実施している。また、評価書に記載したとおりの運用がなされているかも確認している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、外部の第三者または評価実施機関内による監査を実施している。 ・監査事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> -組織のセキュリティ -人的セキュリティ -物理的及び環境的セキュリティ -通信及び運用管理 -アクセス制御 -システムの開発及び保守 ・監査の実施体制は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> -監査責任者 1名 -監査人 2名 ・監査結果を踏まえて、当該事項への対処及び実施手順の見直し等に活用している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	<p><堺市における措置> 1 教育・啓発・年1回、地方公共団体情報システム機構の「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「所属内における情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。

具体的な方法

2 違反行為を行った職員に対する措置

堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。

・違反行為を行った者に対しては、違反行為の程度によっては懲戒処分等の対象としている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
- ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

<標準システムに関する教育・啓発>

- ・職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。
- ・委託者に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。
- ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市役所 健康福祉局 生活福祉部 医療年金課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7375
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	堺市パブリックコメント制度要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報紙に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和3年11月2日から12月1日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年12月10日・令和4年1月21日
②方法	堺市個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、記載内容は妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高寄 直人	米村 かおる	事後	人事異動に伴う所属長変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年10月12日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年12月18日	事後	開始予定日を開始日に改めたため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年10月12日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先の取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	取扱者数を精査したため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年10月12日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	なし	移転先2を追記	事後	関係移転先を整理したため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	※右記を追記	5. 文字管理機能～8. 生体認証機能を追記	事前	
平成28年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	※右記を追記	委託事項2 統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム等に関するシステム保守に関する項目を追記	事前	
平成28年10月12日	III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク 1. 宛名システム等における措置の内容	<統合利用番号連携サーバーにおける措置> ・番号法等法令に定める事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用する業務において必要な者のみアクセス権限を付与する。	<統合利用番号連携サーバーにおける措置> ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。	事前	
平成28年10月12日	III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク 2. 権限のないものによって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	ユーザ認証は2段階で実施している。堺市後期高齢者医療システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。	①ユーザ認証は3段階で実施している。堺市後期高齢者医療システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	同上	※右記を追記	・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。	事前	
平成28年10月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク 4. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスク に対する措置の内容	〈サーバー〉 ※右記を追記	【物理的措置】	事前	
平成28年10月12日	同上	※右記を追記	【共通基盤システムにおける措置】 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑制している。	事前	
平成28年10月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1. 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	※右記を追記	・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	※右記を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 	事前	
平成28年10月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月12日	同上 その内容	なし	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月12日	同上 再発能施策の内容	なし	<p>本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。</p> <p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) データの外部持出し制限の強化 (2) 情報セキュリティ等のチェック体制の強化 (3) 事故発生時の対応の強化 (4) 職員の意識向上 (5) その他 	事前	元本市職員による流出事故に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	なし	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事前	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月12日	Ⅱ. 6 ③	<堺市における措置> [消去を行う場合、以下を記載してください] 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	<堺市における措置> [消去を行う場合、以下を記載してください] 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正
平成28年10月12日	Ⅲ. 3 ユーザ認証の管理	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正
平成28年10月12日	Ⅲ. 3 ユーザ認証の管理	②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバーを操作しないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」「(5)端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ, 3 アクセス権限の発行・失効の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正
平成28年10月12日	Ⅲ, 3 アクセス権限の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定している「(2) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正
平成28年10月12日	Ⅲ, 3 リスクに対する措置の内容	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	2. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを・堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正
平成28年10月12日	Ⅲ, 7 ⑤	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ. 7 ⑥	<p>【ウイルス対策】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(コンピュータウイルス対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、ウイルスチェック(当該データ等にウイルスが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、ウイルスのシステムへの侵入又は外部への拡散その他ウイルスによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(コンピュータウイルス対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時ウイルスに関する情報収集に努め、ウイルスチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 	<p>【不正プログラム対策】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム対策等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正
平成28年10月12日	Ⅳ. 1 ②	<p><堺市における措置></p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)に規定する「電算管理者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。</p>	<p><堺市における措置></p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「電算管理者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。</p>	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	IV. 2	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改正に伴う修正
平成28年10月12日	(別添2)ファイル記録項目		◆税情報を追加	事前	
平成28年10月12日	II. 6 ③	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・廃棄前にデータ管理者の許可を得たうえで、廃棄処理を実施する。	事前	
平成28年10月12日	III. 3 特定個人情報の使用の記録	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ, 7 ⑥	<p>【不正アクセス対策】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(6)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムは、インターネットと接続していない。 ・後期高齢者医療サーバへの不正なアクセスについては、ファイアウォールで遮断する。 <p>【監視】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク監視)に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p>	<p>【不正アクセス対策】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムは、インターネットと接続していない。 ・後期高齢者医療サーバへの不正なアクセスについては、ファイアウォールで遮断する。 <p>【監視】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p>	事前	
平成28年10月12日	Ⅳ, ① 2	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「電算管理者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	事前	
平成29年4月1日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている(1)件	移転を行っている(7)件	事後	関係移転先を整理したため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年4月1日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3から7	なし	移転先3から7を追記	事後	関係移転先を整理したため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年4月1日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年7月13日	平成29年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項別表第2の2の項(堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項別表第2の3の項(堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項別表第2の4の項(堺市ひとり親家庭医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの)	事前	福祉医療制度の再編に伴う所要の変更。
平成30年3月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている(7)件	移転を行っている(8)件	事前	大阪府からの権限移譲に伴いシステム連携(移転先)の追加。
平成30年3月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	なし	移転先8を追記	事前	大阪府からの権限移譲に伴いシステム連携(移転先)の追加。
平成30年4月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	定期評価に伴う変更
平成30年8月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	米村 かおる	医療年金課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
平成31年4月1日	II 5. 移転先5	財政局 税務部 市民税管理課	財政局 税務部 税務運営課	事後	組織変更に伴う課名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ 7 ⑨ その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報流出させたもの。	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるどころ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	事後	メールの宛先設定誤りによる流出事故に係る変更
平成31年4月1日	Ⅲ 7 ⑨ 再発防止策の内容	本事案の発生を受けて、かかる事案が再起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。	事後	メールの宛先設定誤りによる流出事故に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ 7 ⑨ 再発防止策の内容	<p>(1)データの外部持出し制限の強化</p> <p>ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の拡充 一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。</p> <p>イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。</p> <p>ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充 一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。</p> <p>エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。</p> <p>オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化 住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入する。</p>	同上	事後	メールの宛先設定誤りによる流出事故に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ 7 ⑨ 再発防止策の内容	<p>(2)情報セキュリティ等のチェック体制の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。 イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更 職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長(個人情報保護管理者)に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。 ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施 職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。(平成15年度から継続して実施中)</p>	同上	事後	メールの宛先設定誤りによる流出事故に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ 7 ⑨ 再発防止策の内容	<p>(3)事故発生時の対応の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 《再掲》 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。 イ 関係部局による事故対策会議の設置 (2)アで的確な判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようにする。 ウ 外部有識者からの意見聴取(情報セキュリティアドバイザーの選任) (2)アで的確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者(弁護士、大学教授等)を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。 エ 迅速なレスポンスチームの編成 インシデント発生時には、瞬時に必要なレスポンスが取れるよう、少人数の初動体制(レスポンスチーム)を編成する。また、演習や訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。</p>	同上	事後	メールの宛先設定誤りによる流出事故に係る変更
平成31年4月1日	Ⅲ 7 ⑨ 再発防止策の内容	<p>(4)職員の意識向上 ア 職員一人ひとりが、情報セキュリティ対策の必要性と内容を十分に理解し、個人情報の適正な管理を行うことを目的として、全職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関する研修を実施し、研修の内容の理解度を図るテストを実施する。 イ 職員に対し情報セキュリティに関する日常の啓発を強化する。</p>	同上	事後	メールの宛先設定誤りによる流出事故に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ 7 ㉑ 再発防止策の内容	(5)その他 ア 二要素認証の導入 住民情報系端末システムにおいて、なりすまし利用を防止する為、Windowsへのログイン時に、従来のIDとパスワードによる認証に加え、生体等による認証を導入する。 イ 業務アプリ等の管理 エクセルやアクセスを使った職員の自作システム(業務アプリ)の運用においては、ガイドライン等を定めて要件定義と基本設計を適切に行うとともにデータの適正管理を徹底する。	同上	事後	メールの宛先設定誤りによる流出事故に係る変更
平成31年4月1日	Ⅲ 7 その他の措置の内容	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。	事後	メールの宛先設定誤りによる流出事故に係る変更
平成31年4月1日	Ⅵ 1 ①実施日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	定期評価に伴う変更
令和2年4月1日	Ⅲ 5 リスク1 その他の措置の内容	・遠隔地保管を行うバックアップ用LTOメディアは、情報化推進課が一括管理しており、所管課との受渡しは記録簿にて管理を行っている。	・バックアップ用LTOメディアは、委託業者に遠隔地保管を行い、運送業者との受渡しは記録簿にて管理を行っている。	事後	庁内一括管理から各課での管理変更に伴う変更
令和2年4月1日	Ⅴ 1 ①請求先	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	Ⅰ 7 ①部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	Ⅵ 1 ①実施日	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	定期評価に伴う変更
令和3年4月1日	Ⅱ 2 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	対象者増加に伴う変更
令和3年4月1日	Ⅱ 4 委託事項1 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	対象者増加に伴う変更
令和3年4月1日	Ⅱ 4 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	対象者増加に伴う変更
令和3年4月1日	Ⅱ 4 委託事項2 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	対象者増加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II 5 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	対象者増加に伴う変更
令和3年4月1日	II 5 移転先3	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	III 7 ⑨ その内容	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BC C」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信される場所、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報)が漏洩)	事後	印字誤りによる流出事故に係る変更
令和3年4月1日	III 7 ⑨ 再発防止策の内容	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。	事後	印字誤りによる流出事故に係る変更
令和3年4月1日	V 2 ①連絡先	堺市役所 健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和4年1月31日	I 2 システム6	なし	システム6を追記	事前	電子申請による手続き追加に伴う新規追加
令和4年1月31日	II 3 ③入手方法	入手方法は紙	入手方法は紙または電子申請	事前	電子申請による手続き追加に伴う追加